

佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点整備

・運営管理事業

公募設置等に係る実施協定書（案）

※本実施協定書（案）は、現時点において想定される市及び認定計画提出者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定計画提出者が提出した公募設置等計画等の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (事業遂行の指針)
- 第4条 (事業区域、事業内容及び手続き等)
- 第5条 (認定計画提出者の役割分担等)
- 第6条 (事業日程)
- 第7条 (認定計画提出者による資金調達)
- 第8条 (認定公募設置等計画の変更)
- 第9条 (許認可及び届出等)
- 第10条 (本施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)
- 第11条 (整備に伴う周辺の安全及び環境対策)
- 第12条 (関係事業者との連携)
- 第13条 (公租公課)

第2章 公募対象公園施設の整備

- 第14条 (公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)
- 第15条 (設計)
- 第16条 (甲による設計の変更)
- 第17条 (施工計画書等)
- 第18条 (工事責任者の設置)
- 第19条 (公募対象公園施設に係る設置管理許可)
- 第20条 (整備工事)
- 第21条 (第三者の使用)
- 第22条 (保険)
- 第23条 (甲による説明及び立会いの要求)
- 第24条 (甲による中間確認)
- 第25条 (認定計画提出者による完成検査)
- 第26条 (甲による完了検査)
- 第27条 (工事期間の変更)
- 第28条 (工事の一時中止)
- 第29条 (工事中に第三者に与えた損害)
- 第30条 (許可の取り消し等)

第3章 公募対象公園施設の管理運営

- 第31条 (公募対象公園施設管理運営計画書)
- 第32条 (維持管理及び管理運営)
- 第33条 (甲による中間評価)
- 第34条 (許可の更新)
- 第35条 (許可の取消し)
- 第36条 (変更許可申請)

- 第 37 条 (廃止許可申請)
- 第 38 条 (事業の報告及び事業の調査等)
- 第 39 条 (第三者の使用)
- 第 40 条 (災害等への対応)
- 第 41 条 (原状回復)

第 4 章 特定公園施設の整備

- 第 42 条 (設計)
- 第 43 条 (甲による設計の変更)
- 第 44 条 (施工計画書等)
- 第 45 条 (工事責任者の設置)
- 第 46 条 (特定公園施設に係る占用許可)
- 第 47 条 (整備工事)
- 第 48 条 (第三者の使用)
- 第 49 条 (保険)
- 第 50 条 (甲による説明及び立会いの要求)
- 第 51 条 (甲による中間確認)
- 第 52 条 (認定計画者提出者による完成検査)
- 第 53 条 (甲による完了検査)
- 第 54 条 (甲による検査結果通知書の交付)
- 第 55 条 (工事期間の変更)
- 第 56 条 (工事の一時中止)
- 第 57 条 (工事中に第三者に与えた損害)
- 第 58 条 (許可の取り消し等)

第 5 章 特定公園施設の引渡し

- 第 59 条 (特定公園施設譲渡契約の締結)
- 第 60 条 (所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)
- 第 61 条 (契約不適合)

第 6 章 特定公園施設の管理運営

- 第 62 条 (指定管理者の指定に係る諸条件)
- 第 63 条 (指定管理基本協定の不締結の場合の処理)

第 7 章 利便増進施設の設置及び管理運営

- 第 64 条 (利便増進施設の設置及び管理運営)
- 第 65 条 (設置工事)

第 8 章 不可抗力による損害等

- 第 66 条 (不可抗力による損害等)
- 第 67 条 (不可抗力による協定の解除)
- 第 68 条 (法令等の変更による損害等)
- 第 69 条 (法令等の変更による協定解除)

第9章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

- 第70条 (認定計画提出者の遵守事項)
- 第71条 (安全対策等における甲への協力)
- 第72条 (第三者との紛争対応)
- 第73条 (行為の制限)
- 第74条 (事業の調査等)
- 第75条 (委託の禁止等)

第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

- 第76条 (事業の報告及び評価)
- 第77条 (事業内容の変更、一時中止等)
- 第78条 (暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第11章 協定期間及び協定の解除等

- 第79条 (協定期間)
- 第80条 (甲による協定の解除等)
- 第81条 (合意による協定の解除等)
- 第82条 (認定計画の認定取り消し)
- 第83条 (協定の解除等の公表)
- 第84条 (協定の解除等に伴う損害賠償等)

第12章 事業破綻時の措置

- 第85条 (事業破綻時の措置)

第13章 補則

- 第86条 (地位の承継)
- 第87条 (届出義務)
- 第88条 (著作権の使用)
- 第89条 (特許権等の使用)
- 第90条 (秘密保持)
- 第91条 (言語、通貨、計算単位等)
- 第92条 (通知先)
- 第93条 (準拠法)
- 第94条 (管轄裁判所)
- 第95条 (補則)

佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点整備・運営管理事業
公募設置等に係る実施協定書（案）

佐倉市（以下「甲」という。）と、佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点整備・運営管理事業の認定計画提出者である●●●●（以下「乙」という。）は、佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点における公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・運営管理事業の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり実施協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、本事業の実施に際して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募設置等指針とは、甲が公表した佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点整備・運営管理事業公募設置等指針、指定管理者募集要項の公募設置管理制度に関する部分、様式集、資料及び質問回答書の書類をいう。
- (2) 認定公募設置等計画とは、乙が公募設置等指針に基づき、甲に提出し認定された計画をいう。
- (3) 事業区域とは、佐倉城址公園のうち別図に示す事業区域をいう。
- (4) 公募対象公園施設とは、甲より設置管理許可を受け乙が管理運営する施設及び当施設に付帯する設備、その他の施設をいう。
- (5) 特定公園施設とは、乙が認定公募設置等計画に基づき建設、譲渡、管理運営する公園施設をいう。
- (6) 設置管理許可とは、甲が、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内に公園施設を設置又は管理することを認め、与える許可をいう。
- (7) 占用許可とは、甲が、都市公園法第6条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することを認め、与える許可をいう。
- (8) 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由をいう。
- (9) その他の本協定に使用される用語の定義は、公募設置等指針の記載に従う。

（事業遂行の指針）

第3条 乙は、法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、甲と協議を行った上で双方合意のもと、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を遂行するものとする。

(事業区域、事業内容及び手続き等)

第4条 乙は、事業区域において、認定公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び各関係機関等との協議を経て内容を確定し、本事業を行うものとする。なお、本協定書の中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。

- (1) 公募対象公園施設の整備及び管理運営業務
- (2) 特定公園施設の整備及び譲渡業務
- (3) 利便増進施設の設置及び管理運営業務
- (4) 特定公園施設を含む公園全体の指定管理業務

2 乙は、前項の業務を行うにあたって、業務に着手する前に、次表に定める手続きを行わなければならない。

業務内容	業務に必要な手続き
公募対象公園施設の整備及び管理運営業務	公募対象公園施設の設計図書の承諾
	公募対象公園施設の設置管理許可の取得
特定公園施設の整備及び譲渡業務	特定公園施設の設計図書の承諾
	特定公園施設の譲渡契約の締結
	特定公園施設の工事に係る占用許可の取得
	引き渡し手続
利便増進施設の設置及び管理運営業務	利便増進施設の設計図書の承認
	利便増進施設に係る占用許可の取得
特定公園施設を含む公園全体の管理運営業務(指定管理業務)	指定管理基本協定の締結
	独自事業の実施に伴う公園施設の設置管理許可の取得

※この提案に応じて適宜修正

(認定計画提出者の役割分担等)

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名	担当法人 (代表法人/構成法人/協力法人)
公募対象公園施設の整備	●●●●
公募対象公園施設の管理運営	●●●●
特定公園施設の整備・譲渡	●●●●
利便増進施設の設置	●●●●
利便増進施設の管理運営	●●●●
特定公園施設を含む公園全体の管理運営業務(指定管理業務)	●●●●
独自事業の実施に伴う公園施設の整備	●●●●

※乙の提案に応じて適宜修正

- 2 構成法人のいずれかが本事業から離脱した場合であっても、代表法人及び他の構成法人は、この離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。
- 3 構成法人のいずれかが本事業から離脱したことによって甲に損害が発生した際は、乙は、甲に発生した損害の全てを連帯して賠償しなければならない。

(事業日程)

第6条 乙は、甲との間で別段の合意のある場合を除き、別紙に定める事業日程に従って本事業を実施するものとする。

※乙の提案に応じて別紙を作成

(認定計画提出者による資金調達)

- 第7条 本事業の実施に関し、乙が必要とする資金調達は全て乙の責任において行い、本事業の実施に関する一切の費用は、公募設置等指針及び本協定で特段の規定がある場合を除き、全て乙が負担する。
- 2 前項の規定に関わらず、本事業の実施自体に基づく近隣住民の反対運動、訴訟、要望及び苦情等（以下、「苦情等」という。）への対応に関する費用は甲の負担とし、それ以外の事由に基づく苦情等に関する費用は乙の負担とする。

(認定公募設置等計画の変更)

- 第8条 乙は、認定公募設置等計画を変更する必要がある場合、甲に変更の認定の申請を行い、甲の認定を受けなければならない。
- 2 甲は、前項による変更の認定の申請があったときは、公募設置等指針の内容に合致していると認める場合、その認定をするものとする。

(許認可及び届出等)

- 第9条 本事業及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等については、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出についてはこの限りではない。
- 2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。
 - 3 甲は、乙から要請がある場合、乙による許認可の取得、申請及び届出等に必要資料の提出その他甲が乙にとって必要と判断する事項について協力するものとする。
 - 4 乙は、甲から要請がある場合、甲による許認可の取得、申請及び届出等に必要資料の提出その他甲が必要とする事項について協力するものとする。

(本施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)

第10条 乙は、本施設の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、乙は当該調査等を

行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

第 11 条 乙は、本事業の実施にあたり、近隣住民に周知し、必要に応じ説明を行うこととする。また、事故・災害等に対応するための体制を整備するほか、騒音・振動等の対策及び周辺の環境整備に努めることとする。

(関係事業者との連携)

第 12 条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、甲が合理的に要求する範囲で、佐倉城址公園及びその周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

(公租公課)

第 13 条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

第 2 章 公募対象公園施設の整備

(公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)

第 14 条 公募対象公園施設に係る全ての費用及び手数料等一切の経費は乙が負担する。

2 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

(設計)

第 15 条 乙は、本協定締結後速やかに公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。

3 甲は、提出された設計図書を審査し、公募設置等指針及び本協定に合致していれば、これを承諾するものとする。

4 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。

5 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

(甲による設計の変更)

第 16 条 甲は、第 15 条の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

(施工計画書等)

第 17 条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に施工計画書（公募対象公園施設の整備工事期間及び各工程における施工方法についての計画を含む。）及び工程表を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書及び工程表について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

（工事責任者の設置）

第 18 条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

（公募対象公園施設に係る設置管理許可）

第 19 条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、設置管理許可の申請書を提出し、甲の許可を得るものとする。

2 前項の設置管理許可期間は、前項による市の設置許可を得た日から 10 年以内とする。

3 乙は、第 1 項の許可について第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

4 乙は、公募対象公園施設の整備工事を開始及び完了したときは、その旨を速やかに甲に届け出るものとする。

5 乙は、認定公募設置等計画に基づき、提案した設置管理許可に係る使用料（以下「設置管理許可使用料」という。）を甲に支払う。

6 乙は、設置管理許可使用料を、甲が年度ごとに発行する納入通知書により納付しなければならない。

7 乙による設置管理許可使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

（整備工事）

第 20 条 乙は、第 15 条に定める設計図書並びに第 17 条に定める施工計画書及び工程表に基づき、公募対象公園施設の整備工事を行うものとする。

2 やむを得ない事情により、工事内容・工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して書面により甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

（第三者の使用）

第 21 条 乙は、公募対象公園施設の整備工事にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の整備工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

（保険）

第 22 条 乙は、自己の責任及び費用負担により、必要に応じて保険契約を締結するものとする。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(甲による説明及び立会いの要求)

第 23 条 甲は、公募対象公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書及び施工計画書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、乙はこれに従わなければならない。

3 是正に必要な費用は乙の負担とする。

(甲による中間確認)

第 24 条 甲は、公募対象公園施設の工事が設計図書及び施工計画書に従い実施されていることを確認するために、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、本件工場の状況が設計図書及び施工計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

3 是正に必要な費用は乙の負担とする。

(認定計画提出者による完成検査)

第 25 条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、公募対象公園施設の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。

3 甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、検査又は復旧に要する費用は乙の負担とする。

4 甲が破壊検査を行わせたことを理由として、乙は認定計画提出者としてのいかなる責任をも免れず、当該破壊検査を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

5 乙は、完成検査日から 1 週間以内に、第 1 項の規定による完成検査の結果を報告しなければならない。

(甲による是正の要求)

第 26 条 甲は、乙からの前条の規定による完成検査の結果の報告に基づき、設計図書及び施工計画書等に従い実施されたことについて、確認を実施する。

2 確認の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書及び施工計画書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めること

ができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度確認を実施するものとする。

(工事期間の変更)

第 27 条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第 28 条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事中に第三者に与えた損害)

第 29 条 乙が公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害の内容等を甲に報告しなければならない。

(許可の取り消し等)

第 30 条 甲は、公募対象公園施設の整備工事の期間中に、佐倉城址公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、その他都市公園法に定める事由が生じた場合においては、都市公園法に定めるところに従い、第 19 条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、事業区域に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却等を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園関係法令の規定に従うものとする。
- 3 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第 19 条の許可を取消し、又はその効力を停止することができる。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償をしないものとする。

第 3 章 公募対象公園施設の管理・運営

(公募対象公園施設管理運営計画書)

第 31 条 乙は、公募対象公園施設の供用開始予定日の 1 月前までに次の事項を記載した「公募対象公園施設管理運営計画書」を甲に提出しなければならない。

- (1) 運営計画
 - ① 運営方針
 - ② 運営形態
 - ③ 安全対策（防火・防犯・防災など）
 - ④ 環境対策（騒音・振動対策など）
- (2) 年間維持管理計画
 - ① 維持管理方針
 - ② 清掃など美観の保持
 - ③ 建築物、設備等保守、消防点検等
 - ④ 巡視、点検
 - ⑤ 警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）
- (3) 緊急時の体制及び対応
- (4) 職員配置計画
- (5) 収支計画
- (6) その他、良好な管理運営に関すること
- (7) 事業内容の報告（更新申請時のみ）
 - ① (1) ～ (6) に関する実施状況
 - ② 施設ごとの管理運営の実施状況
 - ③ 資金調達計画の実施状況
 - ④ 事業の実施状況

（維持管理及び管理運営）

第 32 条 乙は、第 19 条の規定による設置管理許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び管理運営を行うものとする。

（公園管理者による中間評価）

第 33 条 甲は、第 31 条に定めた公募対象公園施設管理運営計画書に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び管理運営状況について、設置管理許可期間の中間において、次の各号に掲げる事項につき、甲乙協議の上、中間評価を実施することができる。

- (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていること。
- (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがないこと。
- (3) 公募対象公園施設の維持管理が適切に行われていること。
- (4) 安定的、継続的に事業を継続できる状況にあること。
- (5) その他、佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点区域における魅力の向上、賑わいの創出及び城下町エリアにおける交流人口の増加、回遊性の向上、地域コミュニティの醸成等に資する事業を行っていること。

- 2 中間評価の結果、必要に応じ、甲は乙に対して是正指示又は要望、提案等を行うことができる。

(許可の更新)

第 34 条 乙は、設置管理許可の更新を希望するときは、設置管理許可期間満了の 1 年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第 33 条第 1 項に定める中間評価又は第 76 条第 3 項に定める事業評価等により、乙による公募対象公園施設の運営又は維持管理が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、1 回に限り、これを認めることができるものとする。

- 2 乙は、都市公園法、その他法令等の規定やその変更により甲が設置管理許可を更新しない場合、又は第 33 条第 1 項に定める中間評価若しくは第 76 条第 3 項に定める事業評価により支障があると判断し甲が設置管理許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

(許可の取消し)

第 35 条 甲は、佐倉城址公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他都市公園法に定める事由が生じた場合においては、都市公園法に定めるところに従い、第 19 条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、事業区域に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却等を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園関連法令の規定に従うものとする。
- 3 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第 19 条の許可を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。

(変更許可申請)

第 36 条 乙が、設置管理許可を受けた事項（公募対象公園施設の設置場所、種類、構造及び管理の方法等）を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第 8 条第 1 項に基づき、認定公募設置等計画を変更し、公募対象公園施設管理運営計画書を変更しなければならない。

(廃止許可申請)

第 37 条 乙が、設置管理許可に係る設置を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更の結果、認定公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、甲と協議し、第 8 条第 1 項に基づき、認定公募設置

等計画を変更し、公募対象公園施設管理運営計画書を変更しなければならない。

(事業の報告及び事業の調査等)

- 第 38 条 乙は、毎年度、公募対象公園施設の管理状況、事業の実施状況、収支決算書等の甲が求める事項を記載した資料を、当該年度終了後 2 月以内に、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、必要と認める場合、公募対象公園施設の管理状況、事業の実施状況等について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。
 - 3 甲は、前 2 項の報告又は調査により、公募対象公園施設の管理運営の水準が、公募設置等指針等の水準に達していないと判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知又は改善命令を行うことができる。
 - 4 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(第三者の使用)

- 第 39 条 乙は、公募対象公園施設を第三者に賃貸する場合には、事前に甲に確認の上、次の各号に掲げる事項について然るべき措置をとるものとする。なお、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (1) 借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
 - (2) 契約期間は、第 79 条に定める協定期間内とする。
 - (3) 賃借人に本協定の規定、設置管理許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させる。
 - (4) 甲が許可を取り消した場合又は、国、地方公共団体若しくは公共的団体によって公用若しくは公共用に供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、乙は速やかに賃借人との契約を解除する。
 - (5) 賃借人が、賃貸借契約によって生ずる権利を第三者へ譲渡、転貸又は担保に供することを禁止する。
 - (6) 賃借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。
- 2 乙は、賃借人が第 75 条第 4 項第 5 号に該当する者であることを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(災害等への対応)

- 第 40 条 乙は、本事業の実施にあたり、事故、犯罪、災害等（以下「災害等」という。）に対応するための危機管理体制を整備し、その体制について、書面により甲に報告するものとする。
- 2 乙は、災害等の発生時に適切かつ速やかに必要な対応ができるように、避難誘導マニュアル、安全確保・点検マニュアル、事業継続計画等を作成し、書面により甲に報告するものとする。

- 3 本事業の実施中に災害等が発生した場合、乙は、直ちに利用者の安全を確保するとともに、適切で速やかな対応を行うものとする。なお、その経過を速やかに甲へ報告するものとする。
- 4 甲は、災害等が発生した場合、災害等に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができるものとする。
- 5 前項の規定により業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、原則として、甲は乙に対する補償は行わないものとする。
- 6 乙は、本業務の履行に関し生じた乙の業務従事者の災害等については、全責任をもって措置し、甲は、責任を負わないものとする。
- 7 甲は、暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他市がこれに類すると認めた事故により生ずる被害（以下「自然災害等」という。）の発生により必要があると認めるときは、公募対象公園施設を避難所等として使用することができる。
- 8 前項の場合において、乙は、甲に協力するものとし、甲と乙の業務分担及び費用負担等については、協議により定める。

(原状回復)

- 第41条 乙は、公募対象公園施設の営業終了日又は本協定の解除日から6月以内に、事業区域及び乙の責めにより汚損もしくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、事業期間の満了日又は本協定の解除日から6月以内の甲が指定する期日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者（以下「新たな事業者」という。）と乙との間で、乙の所有する公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
 - 3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。
 - (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得なければならない。甲は、事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができる。
 - (4) 乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。
 - 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
 - 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
 - 6 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに定める期日について変更を必要とする場合は、期日が到来するまでに理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

- 7 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等により誠実に引継ぎを行わなければならない。

第4章 特定公園施設の整備

(設計)

- 第42条 乙は、甲における設計及び整備に係る予算措置後、速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。
- 2 乙は、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
 - 3 甲は、提出された設計図書を確認し、公募設置等指針及び本協定に合致していれば、これを承諾するものとする。
 - 4 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
 - 5 甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

(甲による設計の変更)

- 第43条 甲は、第42条第2項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

(施工計画書等)

- 第44条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に施工計画書（特定公園施設の整備工事期間及び各工程における施工方法についての計画を含む。）及び工程表を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書及び工程表について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

- 第45条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(特定公園施設に係る占用許可)

- 第46条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、都市公園法第6条に基づく占用許可の申請書を提出し、甲の許可を得るものとする。
- 2 前項の占用許可期間は、整備工事に要する合理的な期間とする。
 - 3 乙は、第1項の許可について第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

- 4 第1項に基づく占有許可の使用料（以下「占有料」という。）は、全額免除とする。

（整備工事）

第47条 乙は、第42条に定める設計図書並びに第44条に定める施行計画書及び工程表に基づき、特定公園施設の整備工事を行うものとする。

- 2 やむを得ない事情により、工事内容・工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して書面により甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

（第三者の使用）

第48条 乙は、特定公園施設の整備工事にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

- 2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

（保険）

第49条 乙は、自己の責任及び費用負担により、必要に応じて保険契約を締結するものとする。保険契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

- 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

（甲による説明及び立会いの要求）

第50条 甲は、特定公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書及び施工計画書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、乙はこれに従わなければならない。
- 3 是正に必要な費用は乙の負担とする。

（公園管理者による中間確認）

第51条 甲は、特定公園施設の工事が設計図書及び施工計画書に従い実施されていることを確認するために、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 中間確認の結果、本件工事の状況が設計図書及び施工計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 3 是正に必要な費用は乙の負担とする。

（認定計画提出者による完成検査）

第 52 条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、特定公園施設の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による完成検査に立ち会うことができる。
- 3 甲は、甲が必要と認める場合、乙をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができる。この場合において、検査又は復旧に要する費用は乙の負担とする。
- 4 甲が破壊検査を行わせたことを理由として、乙は認定計画提出者としてのいかなる責任をも免れず、当該破壊検査を理由として、甲は何ら責任を負担しない。
- 5 乙は、完成検査日から 1 週間以内に、工事完成届を甲に提出しなければならない。

(甲による完了検査)

- 第 53 条 甲は、工事完成後、乙の報告に基づき、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。
- 2 完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
 - 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

(公園管理者による検査結果通知書の交付)

- 第 54 条 甲は、前条による完了検査の結果を、検査結果通知書により乙に通知するものとする。

(工事期間の変更)

- 第 55 条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

- 第 56 条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事中に第三者に与えた損害)

- 第 57 条 乙が特定公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責務を負う

ものとする。この場合において、乙は損害の内容等を甲に報告しなければならない。

(許可の取り消し等)

第 58 条 甲は、特定公園施設の整備工事の期間中に、佐倉城址公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、その他都市公園法に定める事由が生じた場合においては、都市公園法に定めるところに従い、第 46 条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、事業区域に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却等を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、都市公園関係法令の規定に従うものとする。

3 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第 46 条の許可を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲は、その補償をしないものとする。

第 5 章 特定公園施設の引渡し

(特定公園施設譲渡契約の締結)

第 59 条 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設譲渡契約を締結するものとする。

2 前項の契約の内容は、認定公募設置等計画の提案に基づき、甲と乙が協議して定めるものとする。

3 甲と乙は、第 1 項の契約が佐倉市議会における議決を条件として成立することを確認する。

4 天災地変及びその他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことができない事由により特定公園施設譲渡契約の締結に至らなかった場合における費用については、甲又は乙のうち実際に出捐したものがそれぞれ負担するものとし、相手方に当該費用を請求することができない。

(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)

第 60 条 乙は、第 53 条に規定する完了検査に合格した後、甲に対し、特定公園施設を引渡すものとする。

2 乙は特定公園施設の引き渡し後速やかに、工事完成図及び必要書類等を甲に提出するものとする。

(契約不適合)

第 61 条 甲は、特定公園施設に係る工事目的物に欠陥、破損等の契約の内容に適合しない事項（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は、乙に対し、修補又は損害賠償を請求することができる。

2 乙が前項の契約不適合を負う期間は、特定公園施設の引渡し日を起算日として 2 年以内とする。ただし、当該契約不適合が、乙の故意又は重大な過失

により生じた場合は、特定公園施設の引渡し日を起算日として10年以内とする。

- 3 甲は、工事目的物が契約不適合により滅失し、又は毀損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の請求をしなければならない。
- 4 第1項の規定は、契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその支給材料の性質又は甲の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第6章 特定公園施設の管理運営

(指定管理者の指定に係る諸条件)

- 第62条 甲は、指定管理者の指定に係る佐倉市議会の議決を条件として、乙を指定管理者に指定するものとする。
- 2 甲と乙は、指定管理者の指定に係る佐倉市議会の議決を条件として、別途指定管理基本協定を締結するものとする。

(指定管理基本協定の不締結の場合の処理)

- 第63条 天災地変及びその他甲又は乙のいずれの責めに帰すことができない事由により指定管理基本協定の締結に至らなかった場合における費用については、甲又は乙のうち実際に出捐したものがそれぞれ負担するものとし、相手方に当該費用を請求することができない。

第7章 利便増進施設の設置及び管理運営

(利便増進施設の設置及び管理運営)

- 第64条 利便増進施設の設置及び管理運営は、第2章及び第3章(第19条及び第39条を除く。)の規定を準用して行うものとする。この場合において、「公募対象公園施設」を「利便増進施設」に、「設置管理許可」を「占用許可」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」を「利便増進施設管理運営計画書」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。
- 2 設置する利便増進施設は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第12条第1項第1号に定める物件又は施設とする。

(設置工事)

- 第65条 乙は、利便増進施設の設置工事の着手前に、利便増進施設にかかる占用許可の申請書を提出し、都市公園法第6条に基づく甲の占用許可を得なければならない。
- 2 前項の占用許可の期間は、前項による市の占用許可を得た日から10年以内とする。

- 3 第1項の占用料は、都市公園条例（昭和47年条例第31号。以下「条例」という。）に定める金額とし、甲が年度ごとに発行する納入通知書により納付しなければならない。

第8章 不可抗力による損害等

（不可抗力による損害等）

- 第66条 本協定の締結日以降、不可抗力により、甲が財産権を有する物件、物品その他が被害を受け、甲に増加費用及び損害が生じるときは、甲が当該増加費用及び損害を負担するものとする。
- 2 本協定の締結日以降、不可抗力により、乙が財産権を有する物件、物品その他が被害を受け、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担するものとする。
 - 3 甲及び乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力による協定の解除）

- 第67条 乙は、不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
- 2 前項の通知があった場合、甲が当該通知の内容について確認し、不可抗力により本事業の遂行が困難であると認めたときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとする。
 - 3 前項の協議にもかかわらず、本協定締結後に発生した不可抗力に対する対応方法について合意が成立せず、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、本協定を解除することができるものとする。
 - 4 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、速やかに、第41条に基づき原状回復するものとする。
 - 5 第3項に基づき本協定が解除された場合、第19条、第46条及び第65条に定める許可も終了するものとする。
 - 6 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第3項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

（法令等の変更による損害等）

- 第68条 法令等の変更、追加により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、別表「リスク分担表」に定めるものを除き、甲乙協議の上、負担区分を決定し、乙は、当該増加費用及び損害を甲に対し求償することができる。

（法令等の変更による協定解除）

- 第69条 法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合、甲が当該通知の内容について確認し、法令等の変更により本事業の遂行が困難となったものであると認めるときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項協議にもかかわらず、法令等の変更により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、本協定を解除することができるものとし、その際の処理については第 67 条第 4 項から第 6 項の規定を準用する。

第 9 章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

(乙の遵守事項)

- 第 70 条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。
- 2 乙は、公募設置等指針、認定公募設置等計画、公募対象公園施設管理運営計画書、利便増進施設管理運営計画書、指定管理基本協定、第 19 条の規定による設置管理許可の際に付された許可条件、第 46 条の規定による占用許可の際に付された許可条件、第 65 条の規定による占用許可の際に付された許可条件、その他関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。
 - 3 乙は、本事業における権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、同意を得た場合はこの限りではない。
 - 4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。
 - 5 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第 2 項及び前項の義務を遵守させなければならない。

(安全対策等における甲への協力)

- 第 71 条 乙は、佐倉城址公園やその周辺におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。

(第三者との紛争対応)

- 第 72 条 乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(行為の制限)

- 第 73 条 乙は、公募対象公園施設及び利便増進施設において、次に定める行為を行うこと又は第三者に行わせることはできない。
- (1) 都市公園法、建築基準法、消防法その他の関係法令に逸脱する行為
 - (2) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する行為
- (4) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (5) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
- (7) 条例第 5 条に掲げる行為（第 19 条の規定による設置管理許可の際に付された許可条件を除く。）
- (8) 第 1 号から第 7 号の他、公園利用との関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為

（事業の調査等）

- 第 74 条 甲は、必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。
- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
 - 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

（委託の禁止等）

- 第 75 条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本事業の一部（管理運営、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く）を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、設置管理許可の条件、その他関係法令等を遵守させなければならない。
 - 4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する場合
 - (2) 応募申込書の受付日から、第三者契約の締結までの期間に、「佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている場合
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている者、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合
 - (4) 最近の 3 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある者（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす。）

- (5) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、又は、法人でその役員が暴力団員に該当する場合、若しくは、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合
- (6) 甲の市長又は議員が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている場合

第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

（事業の報告及び評価）

第76条 乙は、公募対象公園施設管理運営計画書に基づく、管理運営・維持管理状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後2月以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定する。

- 2 乙は、前項に定める事業報告書とともに、最新の財務諸表を甲へ提出しなければならない。
- 3 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。
 - (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていること。
 - (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがないこと。
 - (3) 公募対象公園施設の維持管理が適切に行われていること。
 - (4) 安定的、継続的に事業を継続できる状況にあること。
 - (5) その他、佐倉城址公園（田町エリア）官民連携型賑わい拠点区域における魅力の向上、賑わいの創出及び城下町エリアにおける交流人口の増加、回遊性の向上、地域コミュニティの醸成等に資する事業を行っていること。

（事業内容の変更、一時中止等）

第77条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は、一時中止する必要がある場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。なお、本事業開始後の事業内容の変更は、原則として第34条の規定による設置管理許可の更新時とする。

- 2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。
- 3 甲は、乙が本協定、設置管理許可の条件、その他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

（暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等）

第78条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

- 2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第 11 章 協定期間及び協定の解除等

（協定期間等）

第 79 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から第 41 条に定める原状回復が完了するまでとする。

2 事業期間の終了日は、設置管理許可を更新する場合は、認定公募設置等計画の有効期限である令和 29 年 3 月 31 日とし、次の場合は、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- (1) 設置管理許可が取り消される場合
- (2) 設置管理許可を更新しない場合
- (3) 事業を途中で中止する場合

（甲による協定の解除等）

第 80 条 甲は、第 33 条第 1 項に定める中間評価又は第 76 条第 3 項に定める事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、設置管理許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、第 19 条の規定による設置管理許可の際に付された許可条件、その他関係法令等に違反する行為を行った場合
 - (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
 - (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
 - (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 乙が、監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
 - (7) 乙又はその構成法人が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合
- 2 前項に基づき本協定が解除された場合、乙は、速やかに、第 41 条に基づき原状回復するものとする。
 - 3 第 1 項に基づき本協定が解除された場合、第 19 条、第 46 条及び第 65 条の規定によるに定める許可も終了するものとする。

- 4 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第1項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。
- 5 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の設置管理許可使用料の還付、占用料の還付、損失補償その他の金銭の支払いを求めることはできない。

(合意による協定の解除等)

- 第81条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲と乙は協議し、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。
- 2 前項に基づき本協定が解除された場合、乙は、速やかに、第41条に基づき原状回復するものとする。
 - 3 第1項に基づき本協定が解除された場合、第19条、第46条及び第65条の規定によるに定める許可も終了するものとする。
 - 4 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第1項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。
 - 5 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の設置管理許可使用料の還付、占用料の還付、損失補償その他の金銭の支払いを求めることはできない。

(認定計画の認定取り消し)

- 第82条 甲は、第79条第2項に基づき事業期間を終了した場合、又は第80条並びに第81条に基づき本協定を解除した場合、認定公募設置等計画の有効期間が満了した場合を除き、乙に通知して認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

(協定の解除等の公表)

- 第83条 甲は、第77条第3項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第80条第1項若しくは第81条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。
- 2 前項の場合において、第80条第1項第7号に該当するときは、その具体的内容をあわせて公表するものとする。

(協定の解除等に伴う損害賠償等)

- 第84条 第80条第1項に基づき本協定を解除した場合、第81条第1項に基づき本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被り、又は被る恐れのある場合において、甲は乙に損害の賠償を求めることができる。

第12章 事業破綻時の措置

(事業破綻時の措置)

- 第 85 条 乙は、第 79 条の本協定の有効期間中に本事業が破綻した場合、都市公園法第 5 条の 8 に基づき、甲の承諾を受け、別の事業者の本事業を承継させることができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づき、本事業を承継させることができない場合は、第 41 条の規定に基づく原状回復をしなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が損害を被り、又は被る恐れのある場合、甲は乙に損害の賠償を求めることができる。

第 13 章 補則

(地位の承継)

- 第 86 条 乙は、法人の合併等による一般承継を行った場合、第 85 条第 1 項に準じるものとする。この場合において、第 85 条第 2 項及び第 3 項は適用しない。

(届出義務)

- 第 87 条 乙は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。
- (1) 代表法人及び構成法人を変更した場合
 - (2) 代表法人及び構成法人の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
 - (3) 代表法人及び構成法人が銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (4) 代表法人及び構成法人が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 代表法人及び構成法人が、本事業の実施にあたり、第三者との間で紛争を生じ又は第三者に損害を与えた場合
 - (6) 本事業の実施にあたり代表法人及び構成法人が財産権を有した物件、物品その他が不可抗力により、被害を被った場合
 - (7) 本事業の実施にあたり代表法人及び構成法人が財産権を有した物件、物品その他が滅失又は毀損した場合

(著作権の使用)

- 第 88 条 甲は、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の設計図書について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。
- 2 前項の設計図書が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。

- 3 乙は、甲が公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の設計図書を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。
- (1) 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設の内容を公表すること。
 - (2) 特定公園施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 特定公園施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 乙は、特定公園施設について、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 設計図書等を公表すること
 - (2) 設計図書等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること

(特許権等の使用)

第 89 条 乙は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこととする。

(秘密保持)

第 90 条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(言語、通貨、計算単位等)

第 91 条 本協定の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

2 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

- 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

（通知先）

第92条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

- 2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

（準拠法）

第93条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（管轄裁判所）

第94条 本協定に関する一切の法律関係に基づく訴えについては、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第95条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。

- 2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

（以下余白）

本協定の締結を証するため、本書●通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
商号又は名称 佐倉市
代表者 市長 西田 三十五

乙 代表法人
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●●
代表者名 ●●●●

構成法人
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●●
代表者名 ●●●●

構成法人
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●●
代表者名 ●●●●

別図

・事業区域図

別表
・リスク分担表

項目	内容	負担者	
		甲	乙
応募・申請コスト	応募・申請費用の負担		○
書類の誤り	甲が責任を持つ書類の誤り	○	
	乙が提案した内容の誤り		○
協定が締結できなかった、又は協定は締結できたが破棄せざるを得ない場合	甲の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の場合	協議事項	
法令変更	乙が行う整備・運営管理業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
税制変更	消費税及び地方消費税の変更（特定公園施設に限る。）	○	
	上記以外の税制変更（法人税等）		○
環境問題	土壌汚染に関するもの	○	
	乙が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延	○	
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	甲の責めに帰すべき事由による中止・延期	○	
	乙の責めに帰すべき事由による中止・延期		○
	乙の業務放棄・破綻		○
	甲及び乙の責任によらない事案が発生した場合（事業を進めるうえで必要な条件が市議会で議決されなかった場合等）	協議事項	
物価変動及び金利変動	設置等予定者決定後の物価変動及び金利変動に伴う費用負担（特定公園施設に限る。）	協議事項	

	設置等予定者決定後の物価変動及び金利変動に伴う費用負担（上記以外のもの）		○
設計協議における調整	甲の内部の発意による設計協議	○	
	住民要望、他事業との調整に起因する設計協議	協議事項	
債務不履行	甲の責めに帰すべき事由による協定内容の不履行	○	
	乙の責めに帰すべき事由による業務または協定内容の不履行		○
性能リスク	甲が要求する業務要求水準の不達成に関するもの		○
第三者賠償	甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合（乙に過失がある場合を除く）	○	
	乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合（甲に過失がある場合を除く）		○
	上記以外の場合	協議事項	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期（特定公園施設）※1	協議事項	
	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業（公募対象公園施設及び利便増進施設）※1		○
設置管理許可使用料、占用料の支払い	乙からの設置管理許可使用料、占用料の支払遅延・不能に関するもの		○
需要変動	需要見込みと実施結果との差異に関するもの		○
運営費の増大	甲以外の要因による運営費の増大		○
	甲の責めに帰すべき事由による運営費の増大	○	
施設競合	施設競合等による利用者減、収入減に関するもの		○
施設の修繕等	施設・機器等の損傷（特定公園施設を除く。）		○
施設損傷	乙の施設建設に際して生じた、公園施設の損害		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
警備リスク	乙の警備不備によるもの		○

運営リスク	施設、機器等の不備、または施設管理上の契約不適合並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
資料等の損失	甲の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
情報の安全管理	甲の責めに帰すべき事由による個人情報等の漏えいによる賠償費用	○	
	乙の責めに帰すべき事由による個人情報等の漏えいによる賠償費用		○
周辺地域・住民及び公園利用者への対応	本事業自体への苦情・要望等への対応	○	
	周辺地域との協調	○	○
	乙が実施する施設整備、維持管理運営に関する事項への苦情・要望等への対応		○
原状回復	施設の撤去に伴う諸費用、及び諸手続きに関するもの（特定公園施設を除く。）		○
	施設跡地の原状回復に関するもの（特定公園施設を除く。）		○
移管手続き	施設の移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○
	施設の譲渡に伴う税負担等に関するもの		○

※1：自然災害（暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象によるもの）等不可抗力への対応について

- ・自然災害等により施設が損傷した場合は、乙が応急復旧を行うこと。
- ・特定公園施設の応急復旧及び本復旧に要する経費は、甲の負担とする。
- ・公募対象公園施設及び利便増進施設の応急復旧及び本復旧に要する経費は、乙の負担とする。
- ・特定公園施設、公募対象公園施設又は利便増進施設が復旧困難な被害を受けた場合、甲は、乙に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがある。
- ・災害発生時、災害対応のために必要な場合、甲は、乙に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがある。
- ・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、原則として、甲は乙の運営する公募対象公園施設の休業補償は行わない。
- ・自然災害等により、一時的に市民の避難所等として甲が当該施設を必要とするときは、甲の要請に応じ、緊急の開錠を含めた施設等の管理運営を行い、その間は、甲の指示に従うこと。なお、避難所等として使用したことに伴い発生した管理経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

